

MMRC-J-175

民族金融機関の全国展開

東京大学経済学研究科ものづくり経営研究センター
首都大学東京 社会科学部研究科

韓 載香

2007 年 8 月



東京大学21世紀COE [数理工学]
ものづくり経営研究センター

民族金融機関の全国展開

東京大学経済学研究科ものづくり経営研究センター

首都大学東京 社会科学研究所

韓 載香

2007 年 8 月

はじめに

本稿の課題は、在日韓国朝鮮人(以下、在日と略称)が設立した民族金融機関（以下、民金と略称）の設立過程に光をあて、民金のあり方を規定し、設立を可能にした歴史的条件を明らかにすることである。このような課題への関心は、在日の経済活動において金融インフラとしての民金が果たした役割を解明するためには、設立過程で生み出された特質を把握しておくことが不可欠であると考えているからである。

在日が金融差別を受けるという一般的な認識によって、在日のための金融機関が設立されることもまた当然の結果と考えられており、設立過程が問題にされることはほとんどない。しかし、こうした金融差別の克服という事情は、**表 1**に表れる在日の民金のあり方の特徴を十分には説明できない。**表 1**は、在日が日本全国に設立した民金について、商銀の設立年度を基準に

民族金融機関の全国展開

表したものである。韓国を支持する民団系列の金融機関として 39 組合の商銀と、北朝鮮を支持する朝鮮総連系列の金融機関として 38 組合の朝銀、総計 77 組合の民金が設立された。同表によると、在日の民族金融機関のあり方は、全てが信用組合として、各都道府県に 2 つの系列でそれぞれ設立されており、体系的である。地域間に在日人口規模の格差がある(A)にもかかわらず一律に設立されていることに注目すれば、何らかの意図をもって展開された可能性が高いといえよう。民金のあり方については、本国の南北対立が在日社会においても民団と朝鮮総連という政治団体の系列として再現している、という説明で充分ともいえる。しかし、政治目的が営利目的をもつ経済組織においてどのように貫かれるかについては、改めて考えるべきであろう。また、地域別の設立年度に注目すると、商銀は朝銀に遅れて設立される傾向にあったこと、設立が 1950 年代初めから始まって、1980 年代までみられること、ただし 60 年代にはほぼ 7 割が完了したことがわかる。

こうした事実を踏まえて本稿では、各都道府県に 2 つの系列の民金が展開した要因、その目的、設立を可能にした条件を明らかにする。これを通して設立過程にビルトインされた民金のあり方が在日の経済活動を規定する側面について展望し、民金の機能を分析するための見取り図を示すことにする。

以上のような視点に基づいて、民金設立開始から全国展開がおおむね完了する 1950 年～65 年まで、資料の入手が可能な商銀の設立過程に注目して明らかにする。すなわち、同地域内に 2 つの民金というかたちでの全国展開を、後発の商銀の設立から説明することになる。第 1 節では、最初の民金が設立される 1950 年代までを対象にし、中小金融機関の制度的変革が大きくまだ不安定な時代であったことに注意しながら、設立までの設立運動と設立の背景にある行政側の方針について概観する。第 2 節では、商銀の設立過程に注目し、全国展開を可能にした諸条件を明らかにする。第 3 節は、民金の規模の動向をまとめ、全国展開のあり方が経済組織としての民金に付与した性格について展望してまとめとする。

表 1 朝銀・商銀一覧

商銀		朝銀		在日人口の地域 別比率(A、%)
組合名	設立年	設立年	組合名	
大阪商銀	1953年	1955年	朝銀大阪	大阪府(28.0)
東京商銀	1954年	1952年	朝銀東京	東京都(11.6)
愛知商銀	1954年	1953年	朝銀愛知	愛知県(8.4)
京都商銀	1954年	1953年	朝銀京都	京都府(6.9)
大阪興銀	1955年			
神戸商銀	1956年	1952年	朝銀兵庫	兵庫県(10.5)
三重商銀	1956年	1960年	朝銀三重	三重県(1.2)
熊本商銀	1956年			熊本県(0.3)
福岡商銀	1958年	1953年	朝銀福岡	福岡県(3.7)
広島商銀	1961年	1961年	朝銀広島	広島県(2.5)
横浜商銀	1962年	1952年	朝銀神奈川	神奈川県(4.6)
岡山商銀	1962年	1962年	朝銀岡山	岡山県(1.3)
山口商銀	1963年	1961年	朝銀山口	山口県(2.3)
埼玉商銀	1963年	1958年	朝銀埼玉	埼玉県(1.4)
千葉商銀	1963年	1960年	朝銀千葉	千葉県(1.4)
滋賀商銀	1963年	1964年	朝銀滋賀	滋賀県(1.0)
和歌山商銀	1963年	1963年	朝銀和歌山	和歌山県(0.8)
長崎商銀	1963年	1977年	朝銀長崎	長崎県(0.4)
岐阜商銀	1965年	1954年	朝銀岐阜	岐阜県(1.7)
静岡商銀	1965年	1960年	朝銀静岡	静岡県(1.3)
北海道商銀	1965年	1965年	朝銀北海道	北海道(1.2)
奈良商銀	1965年	1964年	朝銀奈良	奈良県(0.9)
福井商銀	1965年	1963年	朝銀福井	福井県(0.7)
宮城商銀	1966年	1966年	朝銀宮城	宮城県(0.6)
新潟商銀	1967年	1964年	朝銀新潟	新潟県(0.4)
石川商銀	1969年	1969年	朝銀石川	石川県(0.5)
青森商銀	1969年	1968年	朝銀青森	青森県(0.3)
岩手商銀	1969年	1969年	朝銀岩手	岩手県(0.3)
秋田商銀	1970年	1970年	朝銀秋田	秋田県(0.2)
富山商銀	1971年	1970年	朝銀富山	富山県(0.3)
島根商銀	1971年	1971年	朝銀島根	島根県(0.2)
群馬商銀	1972年	1963年	朝銀群馬	群馬県(0.4)
茨城商銀	1973年	1953年	朝銀茨城	茨城県(0.6)
長野商銀	1976年	1963年	朝銀長野	長野県(0.8)
大分商銀	1977年	1958年	朝銀大分	大分県(0.5)
栃木商銀	1977年	1964年	朝銀栃木	栃木県(0.3)
佐賀商銀	1978年	1977年	朝銀佐賀	佐賀県(0.2)
高知商銀	1978年			高知県(0.1)
福島商銀	1982年	1955年	朝銀福島	福島県(0.3)
		1973年	朝銀愛媛	愛媛県(0.3)
		1983年	朝銀香川	香川県(0.2)
計	39	計	38	

注) A＝1974年現在の在日韓朝鮮人数の「県／全国」、全国人口数＝638,806人
資料) Aは、法務省『昭和49年在留外国人統計』、14頁、より作成。

信用組合は、在日本大韓民国民団中央本部『民団50年の歩み』
五月書店、1994年、より作成。

民族金融機関設立に対する行政方針

(1) 民族金融機関の設立と行政の対応

はじめに、在日の民金の組織体である信用組合について、制度的な特徴を概観しておこう。信用組合は、中小事業者の協同組織による組合形態の相互扶助の性格をもつ金融機関である。各種産業組合の一形態として出発し、戦前以来異なる法律¹⁾によって運営されてきた信用組合は、1949年5月に「中小企業等協同組合法」ならびに「同施行法」、「協同組合による金融事業に関する法律案」の成立（同年6月公布、7月施行）によって信用協同組合一本に統合され、中小商工業者を対象とする一般金融機関として発展することになった。ところが、同法に規定される信用組合には、実態としては戦前から員外預金や員外貸し出しによって支えられているもの（市街地信用組合）が相当数含まれ、協同組織としての性格とは乖離していた。そうした信用

民族金融機関の全国展開

組合の預金者を保護し、金融機関として管理するため、1951年6月に「信用金庫施行法」が公布施行された。同法によって多くの信用協同組合は信用金庫へ改組されることになった²。信用金庫施行法の制定とともに信用協同組合制度が改正され、1949年から中小企業等協同組合法ならびに協同組合による金融事業に関する法律によって規制されてきた信用協同組合制度は、大蔵省から都道府県の監督下に移されることになった。この改正が信用組合運営において重要なのは、協同性を一層強めることになった点である。すなわち、改正前には員外預金または定期積金の受入やそれらの預金を担保とする資金の貸付が可能であったが、改正により員外預金・貸出は、国・地方公共団体その他営利を目的としない法人などに限定された。在日の民金の設立は、このように信用組合に関する制度が整っていく過程で実現していく。

在日の間で「信用組合」組織による金融機関設立の機運が盛り上がった経緯について、詳細は不明である。最初の民金となる同和信用組合が設立される1952年まで、おおまかな過程を説明している「東京朝鮮人商工会13年のあゆみ」³、呉圭祥⁴、朴慶植⁵に依拠し、組織的活動をまとめておこう。

終戦直後の9月の在日朝鮮工業会を皮切りに、在日の経済人が集まり、各種の商工会、職種協同組合が全国各地で雨後の筍のように結成された⁶。各種協同組合が結成された目的は、統制経済下で必要な物資を調達するためであった。それらは、在日朝鮮工業会のように商工人自ら結成したもの、在日朝鮮人連盟⁷(朝連)など政治団体の指導の下で結成されたものなど、組織主体は様々であった。

呉圭祥によると、在日の民金設立のための活動は1946～47年ごろ始まっており、信用組合も協同組合の一つとして設立の動きがあったと考えられる⁸。最初の取組は判明しないが、1946年10月に開かれた朝連の第3回全国大会では、一般活動の方針として表明された⁹。4大方針の1つ「同胞生活の安定」策のなかで、各種協同組合を結成し、それらを基盤にした「金融機関の設立」と挙げている。しかし、「諸条件の不成熟で、まだ具体化することができなかった」¹⁰。商工人組織やそれらの連合会ができると、民金の設立は次第に商工会主導になっていった。関東朝鮮人商工会の組織的な取組¹¹を経て、1952年に最初の民族金融機関として東京に同和信用組合が設立されることになる。関東朝鮮人商工会は当時の様々な朝鮮人商工業者の組織状況のなかで、在日同胞商工業者の事実上の中心的な組織として活動¹²しており、左翼系の在日を中心にしていた同組織の活動が金融機関設立まで漕ぎ着けた原動力になったと思われる。

この民金設立のための組織的な活動の過程で注目すべきは、日本行政の立場が表明されたことであった。信用組合の設立準備請願書が出された¹³1949年時点の行政の立場は、「外国人の金融機関は許可した前例がない」というもので、折衝は難しかったとされる¹⁴。ところが、1950年11月関東朝鮮人商工会が日本の臨時国会に金融対策問題を要請し、翌月開かれた衆議院大蔵省委員会では、「信用協同組合につきましては、現に華僑の方だけの信用組合を認め」ていることを参照し、法律の基準に従って許認可する¹⁵と表明された。組織的な取組が在日の金融機関

設立の突破口を切り開いたのである。

この表明を踏まえて、左翼系の在日は、1951年に「関東信用組合」の創立準備に取り掛かり、設立申請書を提出した。これに対して、民団側が対抗的に「経友信用組合」の設立申請書を提出した¹⁶ことで、大蔵省によって2つの申請書ともに却下された¹⁷。同年6月の「信用組合法」改正によって監督官庁が各都道府県になり、都は申請を一本化すれば設立を認可するとした。この要求をうけ、交渉を重ねて1952年に左右合同の同和信用組合が誕生することになった。

しかし、両陣営の組織内の対立は次第に表面化し、1953年8月10日の第1回総代総会の時点で暴力的対立になった¹⁸。組織内の対立とは、例えば、「貸付などは組合長〔民団系一筆者、以下同様〕、専務〔左翼系〕、常務の三者協議で決裁することになっているにもかかわらず、組合員長が決裁しても専務が否決するというような好ましからぬ状態がひんびんと発生するようになった。つまり一例をあげればAという僑胞が事業資金を借出すのに必要な手続きを済まし組合長の決裁が下りるようになっていても専務が反対すると、その借出し〔貸出〕が正当で堅実な事業に使用されるのであっても、この対立の犠牲となって借出しが不可能になってしまう」¹⁹という具合であった。政治的対立が組織運用にそのまま反映されていたのである。組合員数で朝鮮総連系を下回っていた民団側は、別の金融機関として東亜信用組合（設立名は漢城信用組合、のちに東京商銀信用組合に改名）の設立準備を急ぎ、1953年9月1日付で内認可（1954年設立）を得た²⁰。

こうして東京において最初の民金が設立されたが、民団によって対抗的にもう1つの民金が誕生する結末となり、本国の南北対立という政治的な構図が在日社会の経済活動においても浸透したかたちで経済組織が作り出されることになった。この後民族金融機関は、左右共同で信用組合が設立され、分裂した東京のように、全国各都道府県別に、左翼系の信用組合(以下、朝銀と略称)と、民団系の信用組合（以下、商銀と略称）の2つの系列が対抗的に設立されていく²¹。この全国展開については次節でみていくことになるが、その前に、地方行政の在日の金融機関設立に対する認識を確認し、設立に関連して制度的に問題になった諸点についてみることにする。

(2) 在日の法的地位と民族金融機関の設立

【資料1】²²は、兵庫県に朝銀が設立される1952年（表1）に、当該行政が在日の信用組合設立に関連して大蔵省銀行局に照会した内容である。照会は左翼系の在日が東京に続いて民金の設立申請を行った後と思われる。【資料1】によると、信用組合の認可が1951年に大蔵省から各都道府県に委譲された後、地方行政において具体的に問題になったのは、在日の「国籍」に関連していた。

民族金融機関の全国展開

【資料 1】

兵商第 217 号

昭和 27 年 3 月 27 日

兵庫県知事 岸田幸雄

大蔵省銀行局長 殿

第三人による信用協同組合設立に関する疑義照会について

「首題の件について管下に第三人による(朝鮮人)信用協同組合設立の申し出有り而も信用組合の母体結成組合員並びに出資金の獲得の段階にあり本件に関し昨年 6 月 15 日施行信用金庫法施行法の規定に基づき新設信用協組の認可権限が都道府県知事に委譲せられて居るも一応本件につき大蔵省の方針並びに下記法的根拠を明確に確認致したくご指示回答方を願います」

記

- 1 外国人の事業活動に関する政令第 3 條中にある外国人の事業活動に本件は該当するや否や。
- 2 朝鮮人韓国人は財産取得に関する政令中第 3 條にある外国人に該当するや否や。
- 3 本件設立認可に関する大蔵省の基本方針（一昨年東京都における朝鮮人信用組合設立に関し参議院大蔵委員会における大蔵大臣の答弁内容等）
- 4 その他特に参考とすべき事項

以上

在日が外国人の事業活動に関する法的制約を受けるかどうかについての確認であり、在日の法的地位が定まっていないため行政側の取扱において混乱が生じている様子がわかる。これに対して、大蔵省銀行局では次のように答申している。「1」については、「外国人の事業活動に関する政令は昭和 26 年政令第 133 号(26 年 5 月 4 日)付則により廃止されて」²³おり、「2」の韓国人等を外国人として取り扱うか否かについては、「昭和 20 年 9 月 2 日に日本の国籍を有し、且つ、同日以降引き続き日本の国に居住するものは、対日平和条約発効までは日本人として取り扱われる」とした²⁴。

また、次の【資料 2】²⁵によると、日本と韓国政府との関係から、朝鮮人をどう取り扱うかが問題になっていた。

【資料 2】

兵商第 525 号

昭和 27 年 6 月 30 日

兵庫県知事 岸田幸雄

外務省アジア局長 倭島英二殿

外国人の財産取得に関する件

当県において朝鮮人による信用協同組合設立認可申請があり大蔵省の方針として朝鮮人も国内法規に基づき都道府県知事の認可権限において認可して差支えなき旨確認し事実問題について既に東京都においてもこの種の事案に認可を与えたるもなお左の点につき疑義があるので貴官の御意見をお伺いします。

記

- 1 信用協同組合設立認可に関し日韓条約に従って通商航海条約が締結されない現在朝鮮人の取扱につき韓国人とその他の朝鮮人とは法律的に同一に取り扱って差支えないか。
- 2 朝鮮人（北朝鮮系統を含む）の財産取得はどう取り扱われるか。

以上

当時の在日の国籍は、1947 年 5 月に「外国人登録令」が公布施行されてから外国人登録が義務化され、「朝鮮籍」となっていた。1948 年に大韓民国政府が樹立されると、韓国籍による登録が可能になり、51 年から在日は「朝鮮籍」と「韓国籍」のどちらかを選んで登録することになる。【資料 2】の「1」については、在留朝鮮人は法律的にサンフランシスコ平和条約の発効とともに日本の国籍を失っており、「大韓民国はかねて在留朝鮮人がすべて大韓民国の国籍を取得したとの解釈をとっており、一方わが国としては、朝鮮の政府として大韓民国政府を折衝の相手としており、政府は右の大韓民国政府の立場を尊重し、現在在留朝鮮人について大韓民国国民とその他の朝鮮人を区別することなく、全て大韓民国国民として取り扱って差支えないものと認める」²⁶とし、「朝鮮人による信用協同組合設立認可に関しても、日韓（通商航海）条約の締結いかんにかかわらず、大韓民国国民とその他の朝鮮人とを法律的に区別する必要はなく、同一に取り扱って差支えないものと認める」と回答している。実際は韓国籍でない在日が信用組合の設立を申請していても、韓国政府が全ての在日を韓国の国民としているため、行政側は「韓国人」として認識しており、異なる集団とすることによって生じうる政策方針の混乱は、さしあたりなかったということになる²⁷。

また、「外国人の事業活動規律に関する国内法制も不備なる現況においては、各事業案毎にきわめて慎重に処理する必要あり特に本件は国内経済上重要な金融機関に朝鮮人の閉鎖的な組織を作り上げこれを通商航海条約の締結に先立って既成事実化することも予想せられるについては、冒頭貴信に言及された同種の先例もさることながら、爾後具体的案件が生起する際さ

民族金融機関の全国展開

らに關係当局と十分協議せられたく」と述べ、記述したように行政が設立に関して「国籍は問題にならない」²⁸という立場を表明したとはいえ、外国人関連の制度が定まっていない段階であるため、民族金融機関の設立に慎重であったことが看取される。ちなみに、照会文冒頭に触れられたように、東京で同和信用組合の設立を許可した前例が、各道府県の行政にとってモデルケースとなっていたように思われる。

「2」については、1952年に「外国人の財産取得に関する一般的国内法令」（1949年3月15日政令第51号）が改正され、「4月28日付外資委員会告示第3号をもって、同政令を適用しない外国人として大韓民国を含む25カ国の国籍を有する者（あるいは、これらのものが直接若しくは間接に株式若しくは持分の全部を所有している法人その他の団体）が指定され」た。「1」の答弁のように、「北鮮系統をも含んですべて大韓民国国民として」取り扱うことになっており、在日全てが適用を除外される外国人とみなされるために、外国人が経済活動において受ける制約は在日にとって問題にならなかった。在日の経済活動において、この点は重要な条件であったろう。

以上、信用組合の設立の許認可に関連して行政側で問題になっていた、在日の国籍に関連する解釈と外国人としての事業活動についての取扱について概観した。左翼系と対立しているために同地域内に2つ目の民金を設立するという民団側の設立名目は、在日を同じ韓国の国民としたことによって、地方行政においては、1つのコミュニティを基盤にした2つの経済組織を認可することとして認識する、ということの意味する。こうした各道府県の行政の認識を前提にすれば、後発で設立される民金の許認可は、規模の小さいコミュニティでは簡単ではなかったと推測される。しかし、東京において朝銀と商銀の2つが設立された先例があり、全国展開において政治的対立は事実上認めざるを得ない条件となったと考えることもできる。このように在日を全て韓国人として認めたことは、結果的には先行する朝銀の設立をスムーズにし、設立の申請を両側が同時にした場合と、後発での商銀の設立を難しくした可能性がある。

韓国系民族金融機関(商銀)の全国的展開

本節では、商銀の設立に焦点を当て、民金の全国展開のあり方、すなわち各都道府県に対峙的に設立されていく過程を明らかにする。政治的な背景が政治組織の展開に影響したことを、後発の民団系の民金が設立される過程から検証する。

(1) 韓国系在日による民金設立の機運

既述のように、民金の設立実現において、左翼系在日を中心とした組織活動は重要な役割を果たした。民団側（韓国系在日）で民金の設立が組織的な課題として具体化されたのは、1951年東京に左翼系によって信用組合設立の申請が行われた後だと思われる。それ以前においては、金融機関の必要性が指摘されたことがあった²⁹とはいえ、管見のところ、対抗的な申請や独立した民金設立の計画を確認できない。1952年に左翼系が多数を占めたかたちで同和信用組合が

設立され、同年に兵庫県、神奈川県など、在日の集住地域において朝銀が設立されていくなかで、民団側でも団員を確保し、政治基盤をかためるためにも民金の設立は重要な課題となり、本腰をいれることになったのであろう。民団による在日のための金融機関は、この時点から「信用組合」の組織体を想定しており、同和信用組合内の対立が表面化するなかで、そのような対応は具体的になっていった。

しかし、当時の民団は、よく知られているように左翼系の組織活動に比べて求心力に欠けている³⁰一方で、「民団運営費である団費負担もこの〔金融問題を抱えている在日一筆者〕中小企業者を除外すれば皆無」³¹といった財政問題を抱えており、組織の強化が課題とされていた。こうした組織内の問題を、民団は、1952年10月総会で採択した「本国政府に要請建議案」³²を請願するなど本国との関係を強めることによって克服しようとした³³。この建議案は、商銀の設立に関連して、無視できない役割を果たすことになる。建議案において、民団は、「韓国入業者は日本の銀行から金融の道が遮断されて」おり、「韓国銀行の東京支店を通じて、韓国人の中小企業に融資すること」を要請した³⁴。韓国政府はこの建議案に対応し、1953年3月国務会議で審議を行い、在日中小企業に対して200万ドルを融資するという大規模な支援が承認された。

「本国政府に要請建議案」に盛り込まれた在日中小企業者への融資に隠された民団の意図は、融資が決定された後に表明された【資料3】から読み取ることができる。

【資料3】

対日講和以来急変している情勢が、僑胞企業者を不利な立場に追い込んでいる為…〔引用者による中略、以下同様〕高利貸し企業者達の犠牲になっている。融資は高利貸し企業者達より以外に方法が皆無である…このような事情を知る民団としても、対策の仕様がなし、中小企業者と運命を共にする以外に道がなかった…元来が困窮せる在日中小企業の救護対策としてこの〔中小企業育成資金〕の要請―引用者〕運動が推進されたが、とりもなおさず民団強化に強く結ばねばならない問題であり…この融資問題は…民族陣営が当面している種々のかなしむべき、現実を開くべき、奇跡の出現ともいうべきで…民団としては民団組織を通じて、救援融資を切実に要請している、中小企業者の受け入れ体制を確立するが、できる限り広範囲に、均等な恵沢を受けられるように努力すると同時に根本的に民団強化運動と結びつけて推進する。《『民主新聞』1953年5月15日付、下線は引用者による）

【資料3】によると、融資は、財政問題を打開しようとした民団が当時の中小企業者の状況を組織問題として認識した上で在日中小企業者を包摂するために講じた対策であった。民団組織の活動が、政治的のみならず、経済的にも中小企業者に支えられている状況で、中小企業の安定的発展を支援することが、政治組織自体の強化に繋がると認識されていた。当時の民団副団長であった権逸は、「まず財政問題を解決しなければならなかった。民団の起死回生策を講ず

るには財政の打開が先決であると考えた。民団が経済的に自立するためには同胞経済人を結集しなければダメである。そのためにはその人たちにお返しができる信用組合をつくらなければならない。それにはまず東京での設立を果たし、その後本国の協力を得て、全国に広げることだと思った」³⁵と回顧している。このように、中小企業支援によって、究極的には、民団組織を強化することが、民団による本国への経済支援要請の基本的動機であったと考えられる。

注目すべきは、「受け入れ体制機関としては信用組合の結成を急ぐべきである。…[なぜなら] 本国財務部長官公文に〔支援資金は〕「信用組合員に貸し出しされる！」と明記されており、…〔それを受けて〕52 年以来数次にわたり、〔民団も〕公文をもって信用組合結成を促進してきた…のであるが、…東京の漢城信用組合、宮城県の協立信用組合がそれである」³⁶としており、融資の実現のために全国的に金融機関が必要であったことである。朝銀との対抗関係で触発された商銀の設立は、本国政府との関係を強める過程で要請された「在日中小企業融資」が実現するための必要条件となった。民団の組織強化の目的を達成するうえで、本国からの融資を得られるという条件が、各地域の中小企業者を団員とするために説得的な手段となったことであろう。こうして商銀の設立は組織強化の手段として実現していくことになる。

(2) 大都市における商銀の設立： 1950 年代

以上のように、商銀の設立は、左翼系の組織に対抗できる民団の組織づくりのなかで実現していくことになる。具体的には、1954 年に東京商銀が設立されたのを皮切りに、同年に京都、神戸に、55 年に大阪に設立された（表 1）。ここでは、在日集住地域のなかで、大阪、愛知、神奈川に設立された商銀に焦点を当て、各地域において設立される具体的な動機と設立過程を確認する³⁷。

在日全人口の約 3 割（表 1）が集住する最大地域、大阪府に注目してみよう。大阪府には、結果的に全国でも例外的に 2 つの韓国系の民金ができ（1953 年に大阪商銀が、55 年に大阪興銀が設立された）。こうした 2 つの商銀が成長設立できる基盤があったことを示しており、具体的には繊維産業やゴム製品製造業など、在日が戦前から携わっていた製造業に進出した企業の活動が活発であった³⁸。

大阪商銀は、戦後復興期に大阪駅前の梅田の闇市の中心であった繊維問屋街が設立の基盤となった³⁹。大阪商銀は、梅田地区繊維問屋の約半数を在日が占めるなかで、「梅田繊維卸商協会」の代表を務めていた在日、朴漢植（通名大林健良）が中心になって日本人と共同出資するかたちで設立された。大阪商銀の設立過程では、これまで述べてきた政治的意図は看取されず、商銀としては例外的に問屋の経済的基盤を条件として経済的な要求が設立の推進力となった。

一方の大阪興銀の設立は、本国からの支援金が設立の直接のきっかけとなった。1954 年 6 月 19 日に発起人会が開催され、「本国政府からの中小企業育成資金の受け入れ態勢の確立が、直接のきっかけとなって大阪に新たな信用組合の設立が推進されることになった」⁴⁰のである。しかし、設立の認可は難航した。大阪興銀の設立が申請された 1954 年には、大蔵省によって金

融機関の乱立を抑えるために金融機関の新設を規制するという方針が出され、信用組合の設立認可を得ることも困難となったからである⁴¹。また、朝銀も、大阪興銀と同じく 1953 年に許可申請を行ったようである⁴²。後述するように、同地域に朝銀と商銀がほぼ同時期に設立の申請があった場合、許可までの時間がかかる傾向にあった。こうした事情もあって、大阪興銀と朝銀の認可まで約 2 年の歳月を要したが、「本国政府からの 500 万ドル援助資金の受入を強調」⁴³するなど、根強い交渉の末、54 年に申請書の審査が着手されることになった。こうした本国の援助にバックアップされ、大阪興銀は「純粋な」民族金融機関として設立されたのである。

次に愛知商銀をとりあげよう。その設立過程から、商銀設立を実現させる民団の組織力の限界、地元経済の脆弱な状況、在日韓国人コミュニティ内の金融機関に関する知識の蓄積の程度を知ることができる⁴⁴。商銀が設立される 1 年前の 1953 年に愛知県では既に朝銀（設立当初の組合名は大栄信用組合）が設立されていた。洋服店を営み、民団の支部結成に携わっていた鄭煥麒（初代副組合長）は、1954 年のある日、民団の有志から信用組合設立の話を持ちかけられた。

愛知県の商銀の設立は、民団愛知県本部の幹部を中心とする組織人によって具体的に検討された。しかし、金融機関に関する知識に詳しい人材がいなかったなかで、設立推進と運営は経済人に任せる方針に決まったとはいえ、誰を推進主体にするかについての合意は難航した。先述した同和信用組合の専務を務め、分裂以降の商銀の設立に携わっていた朴性鎮の協力を得てはじめて、信用組合の設立に向けて本格的な準備に取り掛かった。しかし、内認可を得る段階では、朝銀が既に営業していたため、同じ県に 2 つも外国人の信用組合は不要であるとされる事態に直面したという。また、認可のために必要な 300 人の出資者の確保や出資金 500 万円以上の準備も、難航した。当時韓国籍は全国約 12 万人で、愛知県在住の在日人口比率（約 10%、表 1）で換算すると、約 1 万人にすぎず、そのなかで発起人を募集することは容易ではなかった。内認可を得てからは正式な認可のために出資金を実際に集める必要があり、県内の民団 15 支部に、300 人の組合員の割当が行われたが、民団の組織的な取り組みは実を結ばず、内認可で決められた期日を目前にしても、5 分の 1 の出資金しか集まらなかった。結局は、組合員長、副組合員の 3 人が不足金を埋め合わせることによって、正式の認可申請を行ったのである。愛知商銀の設立過程では、第 1 に、民族のためという金融機関の必要性が民団組織によってうたわれても、組織的な取り組みは功を奏さず、地元の有力経済人を実質的な推進主体としたこと、第 2 に、出資金のほとんどを限られた経済人に依存したこと、第 3 に、金融機関の設立や実務の知識に欠けている経済人だけでは設立にいたることは困難であり、民団組織を通じて同和信用組合設立の実務経験・知識が共有されたこと、が確認できる。

横浜商銀の設立は、東京でみられた朝銀と商銀の分裂のように、政治的対立が民金と在日の取引に影響したことを背景としていた。神奈川には既に 1952 年に朝銀が設立された。横浜商銀の組合史によると、設立当初大同信用組合の組合名であった朝銀は、「県内在住同胞の大きな期

民族金融機関の全国展開

待を擔って設立」されたが、「その運営はことごとく、朝総連側に握られ、民団側経済人の冷遇が相次ぎ、ついには締め出しとさえ思える行動が、頻繁に行われた」⁴⁵という。1958 年以降、在日の「北送」問題に民団が反対決議をしてからは、民団と朝総の小ぜりあいが増しに多くなり、大同信用組合内の対立も激しくなった。1959 年ごろ、民団神奈川県本部の団長によって民団員の独自の信用組合設立が提案され、こうして韓国籍の経済人が集まり横浜商銀の設立に踏み切った。しかし、設立許認可の交渉は、2 年の長い歳月を必要とした。県行政は、同民族による 2 つの信用組合は両立が難しいとの見解を示し、朝銀とは別の民金が必要であるという理由は受け入れられないものであった。これに対して民団側は、「川崎にある同種の信用組合〔朝銀一筆者〕は、国籍の違い、政治理念、社会感覚等について、ものの考え方が韓国人と大きな相違点があり、1 つの既存組合に統一することは無謀である。そのため新たな信用組合設立が必要」と主張した。10 数回の交渉を重ねたすえ、こうした主張が受け入れられて商銀の設立は実現されることになった。

(3) 「韓国信用組合協会」の結成と本国融資の最終的実現

1950 年代において、在日が集住する大都市に民金設立を実現した民団側では、これをさらに全国的に展開していく必要があった。それは具体的な政治的な要請でもあった。商銀の連合会として設立された韓国信用組合協会（以下、韓信協と略称する）の情報によると、「朝総連側は過去 8 年間〔1957 年から一筆者〕、北韓〔北朝鮮〕から所謂在日朝鮮人教育援助費として総額 32 億円の資金が送金されて信用組合〔朝銀〕の新設を始め、教育機関の充実など組織強化に力を注いで」⁴⁶おり、それが朝銀に預金され、組合の育成強化を果たしたという⁴⁷。その預金による利潤によって朝銀を新設し、商銀に比べて強力な体制を築くことができたと思われるのである。一方で、少なくない韓国系在日が朝銀と取引をしていた。韓信協の推定では、661 億円に達する朝銀の総預金の 3 割から 4 割を、韓国系在日の預金が占めていた⁴⁸。その理由は、在日は金融市場において不利な立場にあり、朝銀の設立が先行したため、同じ民族であることが組合員資格を得ることを可能にしていたからであった。日本系の組合や銀行との取引を忌避する傾向もあるため、商銀がないところでは、朝銀と取引していたという⁴⁹。こうした状況では、左翼系組織に流れる民団員を食い止めるため、全国的に商銀を展開していく必要があったのである。

1960 年代に展開する商銀の全国網の構築において重要なのは、設立の推進主体となる韓信協の組織作りと、在日中小企業育成基金の実現であった。1953 年に承認された育成資金は、韓国政府の事情や本国側と民団との関係に問題があって実現が先送りされる状態にあった。期待を寄せていた民団にとっては不満が蓄積した⁵⁰。1956 年に韓国系の信用組合の全国団体として韓信協が結成され、韓信協を中心に「育成資金の実現」のためのロビー活動が行われた。韓信協の代表によって行われた韓国国会での報告では、「経済の基盤なしには、政治的にも思想的にも在日僑胞を忠誠な韓国国民として、抱擁することが至難であり、在日の中小企業の救済に努め

なければならない」ことが強調され、「北朝鮮系の信用組合は、韓国系に凌駕する勢いで設立されており、それが基盤になって、組合員が吸収されていること」が指摘されている⁵¹。同資金の一部である 50 万ドルが送金されたのは、1960 年 12 月である⁵²。実現された 50 万ドルの配分をめぐって、韓信協の構成組合を中心に代表運営委員会が結成され、同委員会が支援金の運用を行うことになる。

(4) 商銀の全国展開

1956 年設立以来連絡機関にとどまっていた韓信協は、60 年の育成資金の実現を目前にして 59 年に組織改革によってその役割が強化された。すなわち、韓信協は、東京に事務局を設置し、本国からの支援金の配分、未設立地域での組合新設の推進などを図る指導機関としての役割、および救済金制度のプール資金の運用という 3 つの業務を中心的活動とすることとなった。この組織強化によって、従来民団が中心になっていた商銀の新設は、韓信協と各道府県民団支部が連携した形で、組織的に進められていくことになった。こうして韓国系の設立は、特に 1960 年代に北朝鮮系の設立数を追いつける形で、実現していく。

1960 年代前半の韓信協の動きをみると、例えば、1961 年 6 月、新年度活動方針について討議し、次のことを可決している。「現在朝総連系組合が全国で 16 個を数えるに比し民団側は 9 個を数えるに過ぎず、これを各県に可能な範囲内で新組合設置を積極的に指導する」⁵³と、対抗意識を鮮明に表わした商銀の拡張政策がとられた。

対抗意識は以上の商銀数にだけでなく、設立のターゲットとなる地域の選定にも表れる。既述したように、朝銀が先行して設立している地域で民団団員が朝銀と取引している事実があれば、そうした地域が優先されたことは不思議ではない。韓信協の活動報告書から、1961 年から 62 年まで韓信協が行なった、個別組合の新設に関する計画と活動を確認してみよう。1961 年 3 月現在、商銀がなく、朝銀がある地域は、神奈川県、埼玉県、岐阜県、千葉県、静岡県、福島県、大分県、茨城県であった⁵⁴。このなかで、翌 1962 年 6 月現在、商銀がなかった神奈川県に横浜商銀が設立され、商銀は計 11 組合になった⁵⁵。同時期に、朝銀は 17 組合が設立されており、そのうち 8 地域（埼玉県、岐阜県、千葉県、静岡県、山口県、福島県、大分県、茨城県）には商銀が設立されていないと報告された。この 8 地域は、「組合設立内認可決定及び申請中の県」と「組合設立可能なる県」として設定された計画に組み込まれていた。即ち、「組合設立内認可決定及び申請中の県」は、千葉県、岐阜県、山口県、岡山県、滋賀県、和歌山県、長野県の 7 地域であり、このなかで 3 つの地域には、朝銀のみで、商銀はない（下線地域）。残りの 4 つでは、長野を例外として朝銀とほぼ同じ時期に認可されており、恐らく同じ時期に申請されたと考えられる⁵⁶。このように、韓信協の商銀の設立計画は、朝銀があつて商銀がない地域と、朝銀設立の動きがみられる地域を意識しながら立てられた可能性が高い⁵⁷。

また、1961 年 11 月 20 日、12 月 7 日、1962 年 5 月 31 日付で、韓信協が育成資金の一部を、新設された広島商銀、横浜商銀に対して融資する⁵⁸ように、韓国銀行の東京支店と大阪支店に

民族金融機関の全国展開

依頼している。この支援金の配分額が当該商銀の貸出額に占める比率が判明する 1964 年について表 2 よりみると、地域によって重要さが異なっていることがわかる。1964 年の時点の貸出額に占める比率では、熊本、平和（福岡商銀）、長崎が 10%以上でとりわけ高い。そのなかで長崎は 1963 年に設立されており、翌年の 64 年に新設された滋賀、和歌山の場合も約 8%と比較的に高い比率を占めており、同資金が、既存組合に対してだけでなく、新設組合の支援資金として重要な役割を果たしたことがわかる。少し後の時期の 1973 年時点では、新設組合資金の名目で 9 千万円（表 2 の注）が合わせて計上されている。

表 2 商銀貸出金・預金に占める韓国政府支援金の比率

単位： 千円、%

組合名	総貸出額に 占める比率 (1964 年 12 月末)	預金量に対する 基金配当額比率 (1973 年 9 月末)	組合名	総貸出額に占める 比率 (1964 年 12 月末)	預金量に対する 基金配当額比率 (1973 年 9 月末)
大阪商銀	2.9	0.24	北海道商銀		3.5
大阪興銀	3.4	0.17	岐阜商銀		3.66
愛知商銀	2.8	0.76	静岡商銀		3.77
東京商銀	2.2	0.32	千葉商銀		3.85
広島商銀	3.5	1.1	福井商銀		4.49
横浜商銀	3.9	0.9	熊本商銀		5.04
京都商銀	7.4	1.01	新潟商銀		5.46
太平信用	4.9	0.65	宮城商銀		6.74
三重商銀	5.2	1.92	石川商銀		9.08
山口商銀	5.9	1.69	岩手商銀		8.7
熊本商銀	11.9		青森商銀		13.76
岡山商銀		1.47	茨城商銀		14.28
平和信用	14.1	1.62	群馬商銀		14.85
滋賀商銀	7.9	3.5	島根商銀		21.96
長崎商銀	12.6	6.31	秋田商銀		22.75
和歌山商銀	7.8	1.93	富山商銀		26.14
埼玉商銀		2.54			
奈良商銀		2.61	総額	559,549	2,520,000 注)

注) 特別資金 2 億円と新設組合資金 9 千万円を含む。

資料) 1964 年比率は、韓信協「金融係数上みた中小企業育成基金増額要請の必要性」(訪日韓国国会議員団との懇談会(1965 年 2 月 1 日)資料)、73 年比率は韓信協「信用組合育成のための資金援助請願書 1973 年 10 月 25 日」より作成。

以上の商銀の新設計画地域に対しては、設立に関する計画、申請の手続き、認可過程に関する情報集約、行政側との交渉まで、韓信協が関与していた⁵⁹。しかし、許認可が順調におりたわけではなかった。むしろ、次のような問題の存在が韓信協の組織的な取り組みを必要としたと思われる。「第 10 回 通常総会議案 1965 年 4 月～1966 年 3 月」によると、茨城商銀の場合、「朝銀茨城があるとの理由で茨城商銀の申請書は却下するという通達があった」ことや、北海道・山梨・宮城・佐賀商銀の場合は、「左右両方から信用組合許可申請を出しているのに、当局は態度決定に迷っている実情、商銀側発起人会では韓日会談妥結後を主張して遅延策をとって」

⁶⁰いた。

表 3 は、1967 年の設立申請の経過をまとめたものである。商銀の認可において、一つは朝銀との関係、もう一つは在日コミュニティの絶対規模が零細であること、が影響している様子がうかがえる。行政側からみれば、民金として既設の朝銀があり、商銀の設立の許認可において、小さい人口基盤が設立後の営業の不安材料であった⁶¹。実際に山梨の場合、**表 3** では申請を行っているが、**表 1** によると、左右翼どちらの民金の認可も下りなかった。また、群馬と茨城の場合、最初は政治的な立場を包括するかたちで設立されたことがわかる。それらが次第に左翼化したことによって、商銀を設立しなければならなかった事情を物語る。こうして結果的に 2 つの民金ができることになる。

以上のように、朝銀に対抗する韓信協の体系的な拡張戦略の帰結として、**表 1** のように、ほぼ日本全国、都道府県ごとに、朝銀と商銀が、対立的に設立されることになった。商銀の設立と設立初期の経営において、朝銀との対抗関係という政治的な競争関係のもとで、韓信協を中心としたコミュニティ内の支援や本国政府からの支援金が重要であった⁶²。政治的意図に基づく組織的活動が民金設立を可能にした基盤として重要であったことを示している。

表 3 1967 年現在内認可申請中にある商銀の状況

商銀設立地域	申請年月	県内 在日人口	許認可推進状況	同地域内の朝銀系状況
新潟県	1964 年 12 月	2,647	朝鮮総連の熾烈な妨害によって至難な状態であったが、発起人一同の闘争努力の結果、内認可の展望。	1964 年開店
長野県	1962 年 7 月	4,865	積極推進中	1963 年開店
群馬県	1963 年 2 月	2,691	県当局が既設の朝銀と取引するよう要求しており、韓国人商工会など他組織との連携のもとで再交渉中である。	1963 年に開店したが、設立当初は、左右中立三者合同で設立されたが、主導権を左翼系に掌握された。
茨城県	1963 年 2 月	3,413	発起人の働きかけによって、県当局が内認可を考慮中。	約 14 年前開店。左右合同で設立し、主導権を左翼系に掌握された。
佐賀県	1966 年 5 月	1,695	内認可申請中	63 年 6 月内認可申請
山梨県	1964 年 2 月	2,043	許認可申請が却下され、再交渉中。出資金の募集完了。	内認可申請書却下され、再申請交渉中。
秋田県	1964 年 2 月	1,195	県当局と内認可交渉中で、確実な成果無し。	申請なし。
岩手県	1966 年 8 月	1,720	県の指示を受け、具体的な事業計画書を再作成し、内認可の申請。	1966 年 11 月内認可申請。
青森県	1966 年	2,156	期待	1966 年 9 月内認可申請
大分県	1967 年 5 月	3,500	認可取得活発に推進中	1958 年設立

資料) 金相賢、*재일한국인(在日韓国人)*, 어문각、ソウル、1969 年、158—159 頁、**表 1**より作成。元の資料は韓信協のものと思われる。

政治的背景と民族金融機関の重層的構造

最後に、政治要因による全国展開と、同地域内の 2 つの民金というあり方の経済的な意味について、規模の動向からまとめることにする。具体的には、民金を、全国と地域の信用組合と

民族金融機関の全国展開

その規模を比較することによって浮き彫りになる特徴を明らかにし、民金の類型を示すことにしたい。

表 4 は、民金が全国的に設立され、ある程度成長したと思われる 1978 年度末（1979 年 3 月指標）の全国民金の規模をまとめたものである。その時点までに設立された 75 の民金についてであり、表 1 とは必ずしも一致しない。1 位の大阪興銀と最後尾の島根商銀を比較すると、組合員数規模で約 56 倍、預金高と貸出金で 200 倍前後であり、民金のなかの格差が極めて大きいことがわかる。もちろん、1970 年代に設立された島根商銀（1971 年）、富山商銀（1971 年）、群馬商銀（1972 年）、長野商銀（1976 年）などが下位にあり、設立年数の短い民金は十分な規模に達していないと考えられる。しかしながら、格差の要因を探ることは容易ではない。例えば、島根商銀の次に規模の小さい長崎商銀は、富山商銀より早く 1963 年に設立されており、設立年数が経てば成長するとも限らない。しかも、同県内に朝銀が 1977 年に設立されたばかりであり、競争が影響する度合いも他地域に比べて相対的に小さく、島根は島根商銀の規模を上回る民金が設立された栃木より人口規模が大きかったから、人口規模だけでもこの不振を説明できない。

表 4 民族金融機関の規模（1978 年 3 月、単位：万円）

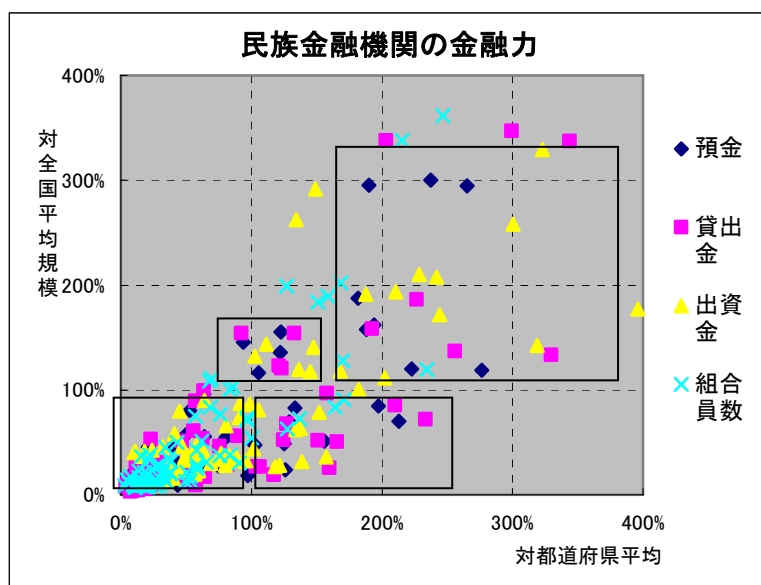
組合名	預金	貸出金	出資金	組合員数	組合名	預金	貸出金	出資金	組合員数
大阪興銀	111,559	98,294	2,278	29,267	熊本商銀	3,928	3,081	82	2,459
大阪商銀	90,549	76,731	2,017	23,425	静岡商銀	3,773	3,264	158	1,319
朝銀大阪	80,755	70,647	1,635	32,182	朝銀茨城	3,688	2,878	93	2,444
朝銀東京	80,554	68,012	1,530	21,885	福井朝信	3,543	2,964	81	1,976
東京商銀	66,356	47,272	1,085	12,879	和歌山朝	3,465	3,118	109	1,801
朝銀兵庫	44,551	40,246	840	13,094	奈良朝信	3,313	2,697	101	1,387
京都朝信	43,845	39,173	743	11,925	北海商銀	3,153	2,494	116	1,445
朝銀愛知	43,754	39,067	658	12,263	岐阜商銀	2,973	2,524	113	2,044
新潟朝信	27,777	2,469	92	1,365	新潟商銀	2,930	2,301	84	1,049
神奈川朝信	24,058	21,605	493	8,298	福井商銀	2,740	2,176	92	1,156
神奈川商銀	23,357	18,368	535	4,719	朝銀群馬	2,725	2,195	70	1,297
神戸商銀	23,036	17,860	488	6,496	栃木朝信	2,707	2,460	86	1,114
京都商銀	21,602	17,833	669	5,405	宮城朝信	2,569	2,117	98	681
愛知商銀	20,118	13,962	530	6,649	宮城商銀	2,558	1,877	102	1,397
朝銀山口	17,817	15,881	438	5,864	長崎商銀	2,288	1,756	95	1,383
福岡朝信	17,650	15,460	451	7,722	朝銀愛媛	2,131	1,995	83	594
千葉朝信	17,237	14,275	358	4,980	大分朝信	2,029	1,716	97	1,773
広島商銀	14,301	11,469	366	7,003	青森商銀	1,922	1,168	105	895
福岡商銀	12,597	9,847	363	5,408	岩手商銀	1,864	1,523	76	937
埼玉朝信	12,286	11,210	304	4,583	長野商銀	1,864	1,659	121	1,119
朝銀広島	11,923	10,362	337	7,176	茨城商銀	1,804	1,252	106	717
三重朝信	10,375	8,295	284	4,062	石川商銀	1,738	1,104	69	813
山口商銀	10,310	7,865	301	4,689	群馬商銀	1,607	1,025	91	637
岡山朝信	8,505	7,042	229	4,866	青森朝信	1,536	910	103	559
朝銀岐阜	8,204	6,202	207	3,300	富山朝信	1,494	1,238	59	798
滋賀朝信	8,158	6,472	300	2,021	石川朝信	1,361	1,092	71	879
三重商銀	7,601	5,874	256	2,418	栃木商銀	1,319	708	92	558
静岡朝信	7,205	6,028	162	3,517	佐賀商銀	1,285	957	71	591
奈良商銀	7,036	6,049	200	1,608	朝銀秋田	1,218	914	36	663
埼玉商銀	6,941	5,387	220	2,752	朝銀島根	1,207	968	47	737
岡山商銀	6,926	5,930	147	2,928	大分商銀	1,184	819	100	607
和歌山商銀	6,801	6,145	204	2,240	佐賀朝信	903	363	50	564
朝銀福島	4,735	3,774	118	3,246	高知商銀	880	647	94	528
長野朝信	4,655	4,024	168	2,371	富山商銀	787	707	58	473
千葉商銀	4,505	3,285	222	1,532	秋田商銀	731	558	41	433
滋賀商銀	4,459	4,064	188	1,811	長崎朝信	664	474	34	478
北海朝信	4,357	4,339	148	2,223	島根商銀	606	431	59	526
岩手朝信	4,028	3,135	112	1,305					

資料）信用組合研究改編『信用組合便覧』1979、545－557より作成。

これまで民金全体の特徴を政治要因が与えた影響としてみてきたが、それは全国的に、同地域内に2つという「あり方」に限定されるもので、経済組織として分析のメスをいれるときは、以上の格差や地域の多様性を考慮する必要があるだろう。民金のなかの格差が大きく、それに影響する様々な要因が地域によって異なることを踏まえ、地域動向を反映する地域内の信用組合の規模平均と全国のそれを基準にして、あらためて民金の規模についてみることにしよう。

表4と同じく4つの指標について、各地域平均と、全国平均を割出し民金の対平均相対規模を表したのが、次の**図1**である。横軸では地域平均と比較し、縦軸では全国平均と比較して示した。一見してわかることは、大多数の民金が各地域および、全国の平均値以下に分布している一方で、そうした民金と対照的に、地域平均と全国平均の3倍以上の規模をもつ民金も存在しており、民金間の格差が大きい点である。その中間に、地域平均、あるいは全国平均まで成長した地域がある。これらの4つの指標に、一人当たりの預金高・貸出金の比較を加えて、おおまかな分類をしたのが、**表5**である。

図 1



資料) 信用組合研究会編『信用組合便覧』1979年、545－557頁より作成。

全国に展開した民金は、全国と所在地域平均を基準に、この2つの指標とも大きく上回るType1と、地域平均以上のType2、全国平均以上のType3、両方下回るType4に分類することができる。各地域に設立された朝銀と商銀が必ずしも同じ規模になっているわけではないが、Type4のほとんどが同じ府県内の民金である⁶³。

以上のように平均規模以下の民金が多数設立されたこと、しかも同一地域内に2つできたことによって零細性が助長されたことに、政治性の経済組織の展開に与えた影響を読み取ること

民族金融機関の全国展開

ができる。ただし、政治的要因をマイナスの側面にだけ注目して捉えるべきではない。在日の人口規模が大きい地域においては、平均を大きく上回って2つの民金（大阪は3つ）がともに有力信用組合に成長している。また、政治的なバックアップや設立を促した競争関係は、設立過程の困難を乗り越える上で無視できない役割を果たしたから、在日の経済活動に対する金融機関の必要という側面からも評価されなければならない。しかも、零細な民金が設立された地域においても、潜在的に資金需要があったとすれば、設立を可能にしたこと自体は意味があり、例えば、「滋賀県の場合も最近朝総連側の信用組合ができてからは、取引先の融資申し込みがあって、その要求額に応じられないとなると問答無用で忽ち解約し、朝総連側の信用組合に走る傾向がありますが、結局は資金の潤沢な組合が主義主張のはっきりしない中間層を吸収する力大きい」⁶⁴とするように、2つの民金は、相対的に資金需要の規模が小さく思想的に中立的な立場の在日に対して、朝銀と商銀の競争関係から2つの選択肢を与えたことになる。

表5 民族金融機関の金融力類型

Type3 :全国規模より大きく、 各都道府県平均なみの規模(6) 山口商銀 広島商銀 朝銀岩手 福井商銀 静岡商銀 京都商銀	Type1 :全国・各都道府県平均以上の規模(15) 朝銀東京、東京商銀 朝銀神奈川、横浜商銀 朝銀愛知、愛知商銀 朝銀京都 朝銀大阪、大阪商銀、大阪興銀 朝銀兵庫、神戸商銀 朝銀福岡、朝銀山口、朝銀千葉
Type4 :全国・各都道府県平均より小さい規模(47) 和歌山(朝銀・商銀)、宮城(朝銀・商銀)、北海道(朝銀・商銀)、新潟(朝銀・商銀)、奈良(商銀・商銀)、長崎(朝銀・商銀)、富山(朝銀・商銀)、栃木(朝銀・商銀)、福島(朝銀・商銀)、島根(朝銀・商銀)、岐阜(朝銀・商銀)、朝銀愛媛、茨城(朝銀・商銀)、秋田(朝銀・商銀)、千葉商銀、滋賀(朝銀・商銀)、佐賀(朝銀・商銀)、埼玉商銀、高知商銀、群馬(朝銀・商銀)、岡山(朝銀・商銀)、大分(朝銀・商銀)、岩手商銀、石川(朝銀・商銀)、青森(朝銀・商銀)、朝銀広島、長野(朝銀・商銀)	Type2 :全国規模より小さく、 各都道府県平均より大きい規模(8) 朝銀三重、三重商銀 福岡商銀 朝銀福井 朝銀静岡 朝銀埼玉 熊本商銀

資料) 図1より作成。

おわりに

終戦直後から動き出した在日の民金設立活動は、中小商工者自ら資金問題を解決する手段として協同性の強い信用組合制度が整っていく時代に全国的な民金の設立に結びついた。民金は、結果的には、再編が進む2000年代まで、一貫してコミュニティ性、閉鎖性の強い信用組合という組織体として維持されてきた。それは必ずしも意図的に選択された唯一の道ではなかった。当初は全国を網羅する銀行として統合する計画もあったし、実際に1970年代初頭に大阪商銀、

大阪興銀の合併をもって相互銀行に昇格したいという申請の動きもあった⁶⁵。「民族銀行」は実現をみることはなかったが、そのとき日本政府は「相銀への転換は認めがたいが信金への昇格なら認めても良い」⁶⁶という方針であった。こうして各地域に設立された民金は、資金調達や資金運用において厳しく制約される信用組合のまま、各地域の在日経済に規定されながら成長してきた。このような歴史的経過から考えても、本章で明らかにした設立段階で政治的背景が埋め込んだ性格は、民金の機能を考える上で踏まえるべき諸点を提示したといえることができる。

最初の在日民金の設立を可能にしたのは、朝連など民族団体の組織的な活動であった。1952年まで外国人、日本国籍を両方持つなど、在日の法的地位が定まっていなかった段階では、在日金融機関を作ることについて管轄諸官庁の方針もまだ明確ではなく、行政に立場を表明させた組織の動きは、設立のための最初の扉を開くことになった。左右合同で設立される事例もあり、民金において、南北対立という政治的背景の影響は最初から直接表れたわけではなかった。南北対立は、本国の政治情勢に影響されながら政治的立場の異なる在日を排除するかたちで徐々に浸透していった。経済組織における政治的背景は、朝銀内の異なる政治的立場の在日を吸収する商銀の設立を動機づけたことに表れ、結果として同一地域内に2つの民金を作り出した。朝銀があった地域に追随して商銀が設立された過程は、必ずしも順調でなかった。在日韓国・朝鮮人コミュニティ内には、金融機関に関する知識を持っている経済人が乏しかったし、地域在日社会を同質の「韓国籍」と認識する立場の行政から2つの民金の認可を得ることも困難が伴い、そうした困難によって設立まで長い時間が経過することになった。民金の設立は、政治的対立が深まるなかで、民族団体の協力や韓国政府の支援金などのバックアップがあって実現していくことになる。

以上のように在日の商銀の設立過程に注目したことによって、政治的背景がそのあり方を規定したことが明らかになった。政治対立という背景が経済組織にもたらした影響とその意義について、次の4点にまとめることができる。第一に、南北対立によって同一地域内に二つの民金が設立され、零細な経済組織が生み出された。第二に、そうした零細な民金の設立が可能であったのは政治的なバックアップがあったからであった。第三に、政治的背景に規定された零細性は、金融インフラとしての経済組織としては限界をもつことを予想させる。第四に、もともと零細性のもう1つの側面は、在日にとって朝銀と商銀という二つの選択肢が与えられることも意味する。特に、政治的立場が明確でなく、資金需要の規模がさほど大きくない在日にとって二つの選択がもつ意味は大きい。これらに加え、在日全体の経済活動に関連して指摘すべきは、在日の居住が集中する大阪などでは、信用組合の平均規模をはるかに上回る有力な民金が設立された点である。

次の問題は、格差の大きい民金のあり方が民金の成長をどのように特徴付けたか、また在日企業の活動に対してどのような役割を果たしたかであろう。本稿で明らかにした民金のあり方

を前提に、それが実際に在日経済とどのような対応関係にあったかについては、今後の課題として残されている。

¹ 商工協同組合法、市街地信用組合法、林業会法。以下の制度についての叙述は、特に断りがない限り、全国信用協同組合連合会『信用組合史・全国信用協同組合連合会 20年史』1976年による。

² 信用金庫法制定段階の信用組合は653で、改組不可能な職域、業域の28組合、合併または解散した21組合を除いた604に対して560組合（約92%）が信用金庫に改組した（全国信用協同組合連合会、前掲書、190-191頁）。

³ 『東京朝鮮人商工便覧』（東京朝鮮人商工会、1959年、14-28頁）に収録。「東京朝鮮人商工会13年のあゆみ」は、信用組合設立に関する左翼系組織の主な活動について詳しい。東京朝鮮人商工会は、事実上の主体とされる関東朝鮮人商工会が前身である。

⁴ 呉圭祥『在日朝鮮人企業活動形成史』雄山閣、1992年、73-90頁。

⁵ 朴慶植『解放後在日朝鮮人運動史』三一書房、1989年、223-227頁。

⁶ 親日派団体、旧「一心会」の流れを汲む組織であり、この時期の民族団体の目的がそうであったように、在日朝鮮工業会も帰国する在日、特に事業家の援護、残留する在日の事業の確保、転換などをサポートする趣旨をもって組織されたという。この時期の商工会については、朴慶植、前掲書、215-222頁を参照。以下の叙述は特に断りがない限り、同書による。

⁷ 1945年に結成された、当時の団体のなかでもっとも広範の在日の支持を得ていた団体である。親日派や右翼、民族派といわれる在日を排除し、次第に左翼の傾向を強めていく。1949年に団体等規制令によって解散されるが、系統的には51年から55年までの民戦を経て、55年に朝鮮総連になる。詳しくは、『在日韓国人社会小史（大阪編）』共同出版社、1977年、朴慶植、前掲書、を参照。

⁸ 朴慶植、前掲書、161頁。

⁹ 同上。

¹⁰ 同上。

¹¹ この時期の金融機関設立の取り組みについて主体になった組織、その団体の政治的性格については必ずしも明らかでない。注目すべきは、1948年9月18日、在日本朝鮮人商工会-朝連に属する商工人、民団系統の商工人、中立の立場に立つ人たちが参加-関東本部と東京朝鮮人商工組合連合会（朝連の下部組織の商工会）が合同して在日本関東朝鮮人商工会結成されるなど（朴慶植、前掲書、215-222頁）、経済団体では異なる政治立場の在日商工人を統合している点である。朴慶植は、左翼系の政治団体の政治的立場については、1949年までの朝連時代、51年から55年までの民戦時代、その後日本共産党とは違う路線になる朝鮮総連の時期において異なっているとしている。詳細な叙述は割愛するが、経済団体は政治団体の流れと必ずしも一致しておらず、少なくとも1955年朝鮮総連ができるまでは、左翼系、右翼系、中立系が1つの組織内で統合されており、政治的な対立は明確でなかった。この点を踏まえて在日コミュニティ全体のなかで金融機関の設立という視点から、1948年以降の動きのなかで断片的に確認された事実を、組織を網羅して羅列してみる。1948年に「在日本朝鮮商工会関東本部」（後に関東朝鮮人商工会を経て東京朝鮮人商工会になった。本稿では関東朝鮮人商工会と呼称する）の第3次定期大会（1948年4月3日）で活動方針として、「金融機関を設置し会員の企業資金に便宜をはかること」「東京朝鮮人商工信用組合設立運動に立ち上がった」とした（呉圭祥、前掲書、73-81頁、「東京朝鮮人商工会13年のあゆみ」〔東京朝鮮人商工会、前掲書、21頁〕）。この時点では「信用組合」として設立することが明確になっており、翌年1949年に設立準備請願書を大蔵省銀行局へ提出している（東京朝鮮人商工会、前掲書、21頁）。左翼系が商工人を朝鮮総連の下部組織にまとめていくのは、1955年以降であり、その場合も地域によって様子が異なっていたと考えられる。

¹² 朴慶植、前掲書、220頁、東京朝鮮人商工会、前掲書、19頁。

¹³ 関東朝鮮人商工会が活動方針（注10）に即して提出したと思われる。

- 14 朴慶植、前掲書、223 頁。
- 15 同情、224 頁。詳しくは、第 10 回国会衆議院「大蔵委員会議録」第三号(1950 年 12 月 16 日、呉圭祥、前掲書、77-80 頁にも転載)を参照。
- 16 「対抗的」というのは、左翼系の設立の申請後、民団側が「急遽」準備委員会を立上げ、申請したことに表れる（「同和信用組合遂に分裂」『民主新聞』1953 年 9 月 17 日付）。この対抗的な設立の背景には、政治的な対立の剥き出しの動きがあった。端的には、民団の代表で同和信用組合の初代組合員長になった盧栄漢が朝連側の認可を「阻止しなければならないと決心した」という回想（盧栄漢の回想は『東亜新聞』1972 年 7 月 4 日付のインタビュー記事、呉圭祥、前掲書、82 頁に転載）に表れている。詳しくは、1951 年 4 月 3 日、第十一回臨時大会で新役員として選出され、民団長を歴任した権逸の回顧録(권일회고록, 한민족, ソウル、1982 年、138-142 頁、権逸回顧録刊行委員会『権逸回顧録』1987 年)を参照。
- 17 朴慶植、前掲書、224 頁。
- 18 民団側では遅くともこの時点で、同和信用組合とは別の信用組合を設立することを明確にしている（「同和信用組合遂に分裂」『民主新聞』1953 年 9 月 17 日付、権逸、前掲書、138-242 頁）。特に、運営において、在日の実業家、理事には韓国政府からの派遣者と日本の関係当局からの推薦者も上がっており、民団系の組織活動に対して日本と韓国の政府からの支援があることを強調していた。
- 19 「同和信用組合遂に分裂」『民主新聞』1953 年 9 月 17 日付。
- 20 同上。
- 21 後述するように、この後においても、最初から左翼系、民団系に分かれて設立される地域や左右区別なく設立される地域があった。信用組合は地元の経済人を基盤にしているため、政治的な立場を前面にだしていたわけではなかったと思われる。この点は、朝銀京都に関する証言からも明らかである（拙稿「京都繊維産業における在日韓国朝鮮人企業のダイナミズム」『歴史と経済』第 187 号、2005 年 4 月、注 34 を参照）。
- 22 大蔵省銀行局『第二回 銀行局金融年報 昭和 28 年版』、137 頁。
- 23 同上。関連して、1949 年に公布された「外国人の財産取得に関する政令」の在日の適用除外にも注目できよう。同政令は、「外国人が日本人または日本国の政府もしくは地方公共団体から、「財産」を取得しようとするときは、外資委員会の認可を受けなければならない」というもので、在日の経済活動を大きく制限するものであった（呉圭祥、前掲書、57-64 頁を参照）。これに対して、在日の各種団体や華僑連合などの連帯運動の結果、「1945 年 9 月 2 に日本の国籍を有し、かつ、同日以降引き続きこの政令の施行地域に居住する者は除外とする」ことになった。日本当局は、本文の照会において問題になった 1950 年 1 月 14 日「外国人の事業活動に関する政令」と、52 年 4 月 28 日外資委員会告示第 3 号でも、在日朝鮮人を「取得令」適用外の外国人と指定した。
- 24 大蔵省銀行局、前掲書、137 頁。以上の兵庫県に付け加えて、同じく 1952 年に設立された朝銀神奈川の申請に際して、次のような照会と答申が行われた。すなわち、「韓国人の場合の如く、現在身分関係が分明でない時期に許可したものは将来外国人としての身分がはっきりした場合如何になるか」（「27 商第 572 号 昭和 52 年 3 月 14 日 第三人による信用協同組合設立認可について」、大蔵省銀行局、前掲書、329 頁）という疑問に対して、外国人となった場合は、その持分の取得については外資に関する法律第 11 条の適用はなく、新に取得しようとする持分についてのみ適用をうけるとし、また、組合員の資格については国籍の如何を問わないとしている。そして、大蔵省における取扱については、1950 年 12 月 16 日衆議院大蔵委員会における銀行局長の答弁内容(注 15)に基づいて、設立後の運営の見通しまでを考慮し設立の許認可をし、政府関係の資金配分については一般の規則に基づいて実施することなど、「国籍について差別待遇をすることは不当であると」という立場を再表明している。
- 25 大蔵省銀行局、前掲書、331 頁。
- 26 「外国人財産取得に関する件」、大蔵省銀行局編、前掲書、330-331 頁。以下の 2 つの段落の引

用文は同資料より抜粋。

27 照会文の内容だけでは、韓国籍と朝鮮籍を区別することと、信用組合設立についての行政方針との直接関係は明確でない。仮に日本政府の通商交渉対象となっていない北朝鮮の国民となる朝鮮籍の金融機関設立についての対応が、改めて議論される必要があったとすれば、韓国政府の方針に即して同じ韓国人として取り扱ったことは結果的には、左翼系の信用組合の設立をスムーズにしたと考えることもできる。詳細は不明である。

28 第10回国会衆議院「大蔵委員会議録」第三号、前掲。

29 民団のなかで信用組合の設立が持ち出されるのは、盧榮漢の回想によると、同氏が財務担当副団長に選出されて（1951年4月3日）からである（呉圭祥、前掲書、82頁）。

30 鄭哲『民団 在日韓国人の民族運動』洋々社、1967年、を参照。

31 『民主新聞』1953年5月15日付。

32 この建議案の原案になったと思われる資料は、作成日と発送日は不明であるが、「(秘) 在日同胞の実態」(『在日朝鮮人研究』在日朝鮮人運動史研究会編、第29号、1999年10月)と題されるもので、人口、経済状況、思想傾向、教育などの内容となっている。特に思想傾向、教育について左翼系と比較した点は興味深い。

33 在日代表のオブザーバーの一人として本国国会に派遣された鄭哲によると、建議が行われた直接的な背景には、民団の組織内の問題や駐日代表部との関係など組織外の問題の解決があった。民団の団長、鄭載華は、朝連に対抗しうる組織を作るためには、民団内の派閥問題を解決しなければならないと考えた。「本国政府に要請建議案」は、その打開策として、駐日代表部を経由しない形で本国へのアクセスを狙って出されたものであった（鄭哲、前掲書、52-59頁）。

34 民団『民団50年史』1997年、74頁。

35 権逸、前掲書、138頁。

36 『民主新聞』1954年2月11日付。

37 1956年に設立された三重商銀の場合は、人口数の小さい地域でありながら比較的早い時期に設立された。詳細は不明であるが、「他の組合と同じ事情で朝鮮総連系の組合設立運動とかち合うことになり、競り合う火花をちらすたかいを演じ」ていたが、経済人の強い要請があって実現されたとしている（『在日民族経済をまもる信用組合現況』『民主新聞』1958年1月1日付）。政治的か、経済的かの一面的な動機を探るべきではない。比較的早い段階で設立の機運が高まった地域においては、後述のように政治的な要因のみならず、経済的な要求もあったことには注意したい。

38 終戦直後の1947年の大阪の在日が所有する企業の産業構成によると、ゴム製品製造業や繊維産業の製造業を中心にしていた（拙稿「戦後の在日韓国朝鮮人経済コミュニティにおける産業動態」『経営史学』第38巻第1号、2003年）。この構造は1975年の同産業構成においても維持されており、建設業を加えられた第二次産業は、二つの民金の成長の基盤になったと考えられる。

39 大阪商銀『大阪商銀二十年史』1973年、14-16頁。

40 大阪興銀『大阪興銀三十年史』1987年、30頁。大阪興銀の設立の必要性が本国政府の資金の受入機関であるとすれば、53年に設立されていた大阪商銀がどのように認識されたのかは、不明である。本国からの資金は、実現する（後述）1960年以降、大阪商銀にも配分されることになるが、大阪に2つ目の商銀が必要であったことの背景は不明である。

41 大阪興銀、前掲書、52-55頁。規制の1つの理由は、金融機関の健全な経営であった。

42 呉圭祥、前掲書、87頁。

43 大阪興銀の副理事長、金容載の発言（全日本韓国人信用組合協会「在日僑胞中小企業育成機関協議会及び韓信協臨時総会議事録」1965年1月20日）。200万ドルの間違いと思われる。「韓信協」は、民金の連合会である、全日本韓国人信用組合協会の略称。以下では、韓信協とする。

44 同組合の設立過程については、副組合長として中心人物であった鄭煥麒の自伝（『在日を生きる〔増補版〕』育英出版社、1998年）から知ることができる。以下の愛知商銀については、同書171-176頁、同氏へのインタビュー（2003年10月10日実施）に依拠している。

- 45 横浜商銀『横浜商銀 30 年史』1992 年、47－58 頁。以下の叙述は、同署による。
- 46 韓信協会長、朴漢植の発言（韓信協「在日僑胞中小企業育成機関協議会及び韓信協臨時総会議事録」1965 年 1 月 20 日）。北朝鮮からの送金に関する韓信協の情報は、後に作成された「北韓から送金された在日朝鮮人教育援助金及び奨学金総計」から確認できる。元の資料は朝鮮総連が『朝鮮時報』に自ら公表した送金額から得たものである（韓信協「信用組合育成のための資金援助請願書 1973 年 10 月 25 日」）。
- 47 同段落は、金相賢、在日韓国人、ソウル：語文閣、1969 年、155 頁による。
- 48 この割合の是非を問うことよりは、商銀の設立基盤として強調している側面と、民団系の在日が商銀がないために朝鮮総連系の組織と取引していることの確認が重要であろう。
- 49 こうした指摘は、韓信協が在日僑胞中小企業育成資金の追加的な支援を要請するために行った報告であるため、過大評価される部分があると思われるが、韓国政府が問題として認識するということが政治的背景を表している。
- 50 民団が発行する新聞の『民主新聞』には、「在日僑胞中小企業育成基金」の実現のため、1954 年 10 月 1 日付の紙面に「融資は焦眉の急務！在日経済人たちはこう訴える」という見出しで経済人の声を掲載している。ほとんどの意見は、見出しのように早急な資金の実現を要求しているが、そのなか次の興味深い意見も載っている。東京商銀の理事、張仁建という人物であるが、「日本金融界においても事業土台さえしっかりしていれば融資を受けることができるわけで、貧しい韓国から 200 万ドルの融資を求める必要はないと思います。日本金融界の在日韓国人に対する金融排斥云々についていえば、私自身としてはなんらの打撃を受けていないわけですが、この問題は個人の信用問題であることをわれわれは認識すべきであります。」と述べている。同人物の事業内容が明らかではなく、1 つの事例から在日が金融差別を受けていなかったと過大に評価すべきではない。このように、金融問題については、企業によって、またそれに影響する産業の動向によって、様々な立場の在日がいるとすれば、金融問題を克服するために金融機関を設立することは経済人の結集だけでは難しく、コミュニティのなかでもそれを取りまとめる力が必要であるといえることができる。在日の場合、そうした力として南北対立の政治背景が 2 つの求心力のかたちで存在したことになる。
- 51 第 21 回第 47 次韓国国会本会議（1956 年 12 月 9 日付、筆者による翻訳）。報告者は韓信協の代表、金得溶である。また、1959 年 4 月 7 日付、第 32 回第 24 次韓国国会本会議でも、民団総団長金載華は、在日韓国人の左翼化問題と、北朝鮮系の信用組合への潤滑な資金供与を強調している。
- 52 育成資金がこの時期に送金された政治的背景は、1959 年に「在日朝鮮人の帰還に関する協定」が日朝の間で締結されたこと、翌年に韓国の政権が交代したことが考えられる。特に前者は、在日全体を揺るがす大きな出来事であり、国会での報告で在日の左翼化が強調されていることから考えると、韓国政府も在日の状況を無視することはできなかったと考えられる。帰国運動によって、1961 年まで 7 万人、72 年まで、凡そ 9 万人の在日韓国朝鮮人が北朝鮮に送り帰されたことになる。
- 53 韓信協「昭和 35 年 協会運営報告書 自 1960 年 8 月 30 日 至 1961 年 5 月 31 日」。
- 54 同上、28－30 頁。
- 55 韓信協「昭和 36 年 協会運営報告書 自 1961 年 6 月 1 日 至 1962 年 5 月 31 日」、17 頁。
- 56 長野県の場合は、担当が変わったため申請のための設立発起人会から内認可まで長い時間がかかったと考えられる（同上）。
- 57 もちろん、全ての地域の商銀が韓信協の計画に沿って設立されたわけではない。広島県には 1960 年 11 月に朝銀に先行した商銀が設立された。このように、地域から設立の要請があった場合もあり、また地域によって基盤になる政治組織（民団と朝鮮総連）の勢力が異なることが影響したと思われる。
- 58 1961 年 11 月 20 日の韓信協理事会では、「第 4 次育成基金総額の中 3 分の 1 は新設組合に融資するため保存し、その 3 分の 1 の中広島商銀には 2,030 万円を融資すること」を決定した。
- 59 各年協会運営報告書活動報告書より。
- 60 韓信協の総会議案の内容に即してまとめると、各県の在日経済力の欠如が問題として認識されて

いた。

⁶¹ 山形商銀信用組合については、「山形県在住韓国人の絶対数が僅少であるのに双方が申請している為認可に到らない」と報告されている（韓信協「第14回 通常総会議案 1968年4月～1969年3月」）。

⁶² ちなみに、時期は後になるが、1979年に韓信協から韓国政府に「参加信用組合の経営刷新のための協会指導体制確立に関する協力要請」が出された。請願内容は「経営基盤が確立していない弱体信用組合に経営体質強化が必要である。韓信協としては、金融実務、金融行政、監査業務等の経験者の指導監査要員の確保が困難であり、2、3年間の期間で、韓国外為銀行の課長級以上の経験者を派遣してもらいたい」ということであつた。その一方で、「大阪興銀、大阪商銀、東京商銀の役職員のなかで適格者を選定し6ヶ月～1年間勤務する」という案が出された。その後の経緯は明らかではないが、民金経営においてこうした問題が浮上していたこと、韓信協を通じてコミュニティ内の資源が調達されたことは重要であろう。

⁶³ Type4には、例えば、佐賀県の朝銀と商銀が1977年と78年に設立されたばかりであり（表1）、設立年数が経過するとType2と3に成長していくことも考えられるが、全体的にはさほど多くない。

⁶⁴ 滋賀商銀理事長の発言（韓信協「在日僑胞中小企業育成機関協議会及び韓信協臨時総会議事録」1965年1月20日）。

⁶⁵ 大阪興銀、前掲書、133－135頁、大阪商銀、前掲書、54－63頁。

⁶⁶ 大阪興銀、前掲書、135頁。